

インドネシア現地活動及び次期プロジェクト協議

国際協力部教官
志摩祐介

第1 はじめに

1 独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、令和7年9月現在、インドネシア共和国において、同国法務省法規総局（以下「DGL」という。）及び同最高裁判所（以下「SC」ということがある。）を実施機関とする、以下の内容の「JICAビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「現行プロジェクト」という。）を実施している。

DGL：法令間の整合性確保に関するドラフターの能力向上

SC：知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上

上記プロジェクト終了後の同年10月からは、「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」（以下「次期プロジェクト」という。）の開始が予定されており、当職は、SCを実施機関とするプロジェクトの長期専門家として新たに派遣される予定となっている。

2 本出張では、インドネシアにおける効果的な法制度整備支援活動の継続のため、当職及び法務省法務総合研究所総務企画部の金澤国際主任専門官がインドネシアに出張をし、SCプロジェクトの関係者との間で、次期案件に向けた協議を実施した。また、現行プロジェクトのうち、SCを実施機関とするプロジェクトにおいては、知的財産紛争に関する裁判官の執務資料の作成や、その普及活動等が行われており、この活動の一環として、著作権ケースブックの作成及びセミナーが実施されているところ、これらの現地活動に参加にも参加した。

本稿では、次期案件に関する協議及び現地活動の結果の概要について紹介をする。なお、本稿のうち、意見にわたる部分は当職の私見であり、所属機関等の意見ではない。

第2 出張日程

本出張の概要是、以下のとおりである

6月11日（水）	移動日
12日（木）	SCプロジェクトオフィス訪問、著作権ケースブックワーキンググループ（以下「著作権WG」という。）
13日（金）	著作権WG、最高裁判所准長官表敬訪問
14日（土）	休務日
15日（日）	休務日

16日（月） 在インドネシア日本大使館訪問、DGLプロジェクトオフィス訪問、JICAオフィス訪問
17日（火） 司法研修所訪問
18日（水） 移動（ジャカルタ発、メダン着）、メダン高等裁判所訪問、セミナーに関する会場での打合せ
19日（木） 商標に関するセミナーへの参加（メダン）
20日（金） 移動（メダン発、ジャカルタ着）
21日（土） 移動日
～22日（日）

以下の項では、本出張の主要部分となる、最高裁判所准長官表敬訪問、著作権WG及びメダンにおける商標セミナーの各結果を紹介する。

第3 出張結果

1 最高裁判所准長官表敬訪問

SCを実施機関とするプロジェクトにおいて、主導的な地位にあるシャムスル最高裁判所准長官へ表敬訪問をする機会をいただくとともに、短い時間ではあったものの、次期プロジェクトについての准長官のお考えについてもお伺いした。

シャムスル准長官からは、インドネシアの裁判に対する国際的な評価の向上に関心があり、そのような観点から、次期プロジェクトにおいて重点を置くべき事項として、特に、知的財産事件を含む商事裁判の迅速解決や、和解・調停の活用及び破産裁判所の機能の向上に関する旨のお話をいただいた。

これらの関心事項である、商事・知財・破産に係る裁判事務については、当職が令和7年4月まで勤務をしていた東京地方裁判所の中目黒庁舎（ビジネス・コート）の所掌事務とも重なるところ、日本のビジネス・コートの取り組みについて簡単に説明をするとともに、日本においても新たな取り組みを進めている分野であることなどを紹介した。

その上で、当職から、准長官に対し、今後も、次期プロジェクトに向けた協議を行っていくことについてお願いをしたところ、準長官からは前向きな回答をいただいた。

2 著作権WG活動への参加

(1) 現行プロジェクトの活動の一環として、著作権ケースブックの作成活動が行われているところ、ジャカルタ市内で開催されたWGのミーティングに参加した。同WGには、インドネシア側からはWGメンバーであるラフミ最高裁判所判事、アグス最高裁判所判事のほか、現地の裁判官が参加をし、日本側からはJICA長期専門家である國井陽平専門家、当職及び金澤専門官が参加した。

同WGでは、冒頭、ラフミ判事からご挨拶があり、その中で、最高裁長官が知的

財産事件の講師となり得る人材の数を増やしたいというお考えをお持ちであることの紹介があったほか、この文脈において、本WGにも、実際に知的財産事件を担当する判事を新たにメンバーとして追加したことなどの紹介があった。

(2) 本WGの活動であるが、上記のとおり、現在著作権ケースブックを作成しているところ、同書については、SCが選定したインドネシアの著作権に関する判決と、JICAプロジェクトにおいて選定した日本の著作権に関する判決をまとめた判決集となる予定であるが、今回のWGでは、ケースブック掲載予定の日本の判例・裁判例について、インドネシア側と協議をするアジェンダとなっていた。

WGの具体的な進行としては、インドネシア語に翻訳された日本の判決の概要を日本側から説明した上で、判決をスクリーンに映し、ラフミ判事の指示を受けたWGメンバーが判決文の読み上げを行い、翻訳に不自然な部分がないか等を確認する作業を行っていくというものであった。このWGにおいて作業が完了した判決文については、最終的に、インドネシアの最高裁内部で検討した上で、最終的な書籍としてまとめられる予定とのことであった。

WG初日は、著作権の帰属が問題となった日本の最高裁判例である「智恵子抄事件」のほか、職務著作の成否が問題になった判例等について議論が行われた。翌日のWGでは、前日の議論において、日本の民事裁判書の体裁について参加者から質問等も出たことから、最高裁判例ではなく、事実審の判決である知財高裁の裁判例を題材として議論が行われた。



【著作権WG活動の状況】

WGの議論においては、インドネシアの裁判官にとって分かりやすい書籍となるよう、日本とインドネシアの双方で確認を行っており、かなり細かい表現等についても議論が行われていた。特に、問題になっていた点としては、日本の民事判決書では、冒頭の事案の概要部分において、長い一文（一つのセンテンス）で訴訟物等を整理することが多いところ、翻訳をすると非常に分かりにくく、現地の裁判官は、同部分の理解に非常に苦労していた。他方で、インドネシアの現地の裁判官からは、あくまで日本の判決全文をそのままの形で読みたいという要望が非常に強く、判決文を正しく翻訳をしながら、現地の裁判官にも分かるよう工夫をするという作業を1件ずつ行っていた。

- (3) 上記のように、成果物となる書籍の作成作業については、最終的に最高裁判所内部での検討も経ることになるところ、かなり細かな作業が行われている状況であるとともに、インドネシア側でこだわりを持っている部分も多く、作成作業にはかなり時間を要している状況であった。

3 メダンでの商標セミナー

- (1) インドネシアでは、商標事件を含む知財事件は商事裁判所が管轄権を有しており、国内には5つの商事裁判所が設置されている。メダンは、北スマトラ州の州都であり、同所にも商事裁判所が設置されている。今回のセミナーは、商標ガイドブックの普及活動の一環として、商事裁判所の所在地であるメダンにおいて、商標に関するセミナーを実施するものである。

本セミナーでは、冒頭、メダン高等裁判所の所長から開会の挨拶をいただくとともに、在インドネシア日本大使館の永井次席公使から、日本側の開会の挨拶をいただいた。

本セミナーのアジェンダとしては、最初に、著作権WGのメンバーであるタフシル判事が、インドネシアの商標登録取消訴訟¹に関する講義を行った後、同じくWGメンバーであるウングル判事が、商標の不使用取消しと侵害訴訟に関する講義を実施し、最後に日本側から、日本の裁判例を題材とした商標の類否に関するケーススタディを実施するというものであった。当職は、最後のケーススタディのコマを國井専門家とともに担当させていただいた。

- (2) インドネシア側の講義については、いずれも参加者と議論をしながら進める形式のもので、商標に関する様々な論点に触れる充実した内容のものとなっており、日本の長年にわたる法制度整備支援活動の成果を感じることができた。インドネシア側の講義の中では、日本の実情について、質問をいただく機会もあり、日本における商標の（不）使用の事実の立証責任の所在²や、知的財産事件に係る仮処分の運

¹ 日本では、商標登録の取消し等を求める場合、まず、特許庁に対し、審判の申立てをし、その後、特許庁の審決に対して取消訴訟を提起する流れとなるが、インドネシアでは、日本の特許庁に相当する知財総局の商標登録に対して、裁判所にその登録の取消訴訟を提起する流れとなっている。

² 日本では、商標権者による商標の使用の事実を商標権者自身が主張立証すべき責任を負うものと解されている一方、

用に関して、それぞれ日本側から説明をした。

日本側のケーススタディでは、冒頭に日本の裁判制度や日本における商標の類否判断の基準等を説明した上で、日本の最高裁判所の判例である SEIKO EYE 事件等を題材にケーススタディを行った。

具体的なケーススタディの内容については、SEIKO EYE 事件での議論を例に説明をすると、同事件は、「SEIKO EYE」という「SEIKO」と「EYE」の文字列からなる商標において、その一部分（EYEの部分）を分離して類否判断を行うことができるかどうかが問題となった事案であるところ、日本における類否判断の考慮要素や、上記の分離解釈のポイントを示唆しつつ、現地の裁判官と議論を行った。

議論を進めていくと、参加者からは日本の最高裁判所の判断のポイントに迫るような鋭い意見もあった一方、類似性や分離の可否の判断の根拠に関し、具体的な説明に苦労する参加者も相応にいる印象であった。そこで、議論の途中において、原審である高裁判決の判示を紹介して、適宜議論を促し、ケーススタディの最後には最高裁の判示を紹介し、判例のポイントについても説明を行った。

(3) 本ケーススタディについては、参加の裁判官から多くの意見が出るなど、議論として非常に盛り上がった。セミナー全体としても、丸一日にわたる充実した内容のものとなっており、セミナーに対するアンケートの評価についてもおおむね好評であったとうかがっている。



【メダンセミナーの様子】

インドネシアでは不使用の事実を主張する側が、不使用の事実を立証する必要があると解されている。

第4 所感

本出張については、次期プロジェクトに関する主要な関係機関を訪問することができ、特に、シャムスル准長官への表敬訪問については、当初はご挨拶のみの予定であったが、准長官にお時間を作っていただき、内容面について直接ご意向をおうかがいできるなど、今後につながる協議をすることができた。

また、現行プロジェクトの活動についても、著作権ケースブックのWGに参加させていただき、長年プロジェクトを牽引するラフミ判事ともお会いできたほか、現地セミナーについても講師として参加することができた。これらの各種のWGやセミナーについては、次期プロジェクトにおいても実施が想定されるところ、次期の開始前にこれらの経験ができたことは、スムーズな活動を行っていく上で、非常に有益であった。また、國井長期専門家の活動に触れることができたのも、今後現地で活動を行っていくに当たってプラスになるものであった。

次期プロジェクトについては、これまで10年にわたって行われてきたプロジェクトとは異なり、必ずしも知的財産紛争に特化した内容にはならないことが予定されている。もっとも、インドネシアにおける知的財産事件の重要性は、本出張の訪問先の各所において感じることができたところであったし、これまで10年間積み重ねてきた支援活動を生かしていくことも重要である。そこで、今回の出張も踏まえ、これまでの成果を生かしながら、新たな取り組みを行うべく、次期プロジェクトへ向けた議論を深化させていきたいと考えている。